理　　　由

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている小山田西地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地の形成が確実となったことから、当該地区について、保留区域を解除し、市街化区域に編入する。